

議会だより



〔表紙写真〕

1月13日から15日にかけて、北檜山区の丹羽スキー場で初心者スキー教室が行われました。

天気が悪い中での開催となりましたが、子どもたちは一生懸命頑張っていました。

第4回定例会	P 2 ～ 3
一般質問	P 4 ～ 16
委員会レポート・臨時会	P 17 ～ 18
定例会・常任委員会出席状況	P 19
議会の動き・編集後記	P 20



令和2年第4回定例会が12月10日から14日まで行われました。
補正予算、条例の改正等の議案審議を行い、修正動議も含め可決となりました。
審議された議案のあらましについては以下のとおりです。

令和2年度補正予算

会 計 名		今 回 補 正 額	補 正 後 の 予 算 額
一 般 会 計（第10号）		△ 2億2,949万4千円	100億3,953万6千円
一 般 会 計（第11号）		793万円	100億4,746万6千円
特 別 会 計	国民健康保険事業（第3号）	△ 230万1千円	13億1,640万円
	後期高齢者医療（第2号）	215万8千円	1億6,376万8千円
	介護保険事業（第2号）	7,796万9千円	10億7,495万3千円
	介護サービス事業（第1号）	130万2千円	5,986万7千円
	簡易水道事業（第3号）	326万9千円	3億5,363万4千円
	営農用水道等事業（第1号）	52万9千円	1,630万2千円
	公共下水道事業（第1号）	△ 118万8千円	4億2,558万8千円
	漁業集落排水事業（第1号）	10万円	1,143万9千円
	風力発電事業（第5号）	△ 18万1千円	4,924万4千円
	病院事業会計（第3号）（収益的収支及び支出）	△ 3,715万5千円	12億7,223万7千円

補正の主な内容

◎ 一般会計補正予算（第10号）

農業生産事業者経営継続事業補助金、産業担い手育成事業奨励金、施設指定管理料による増のほか、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた各種事務事業の予算精査による減です。

（修正動議分を除いた部分可決）

・ 一般会計補正予算

修正動議

公共施設個別施設計画策定業務693万円、放課後児童健全育成事業補助金100万円の計793万円を減する。

発議者 大湯 圓郷 議員

熊野 主税 議員

梶田 道廣 議員

橋本 一夫 議員

横山 一康 議員

平澤 等 議員

◎ 一般会計補正予算（第11号）

公共施設個別施設計画策定業務、放課後児童健全育成事業

業補助金による増です。

◎国民健康保険事業特別会計

補正予算（第3号）

給与費、事務費及び納付金の精査などによる減です。

◎後期高齢者医療特別会計補

正予算（第2号）

後期高齢者システム改修業務、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の追加などによる増です。

◎介護保険事業特別会計補正

予算（第2号）

保険給付費の各種介護サービス給付費負担金及び介護予防サービス給付費の精査などによる増です。

◎介護サービス事業特別会計

補正予算（第1号）

介護予防プラン作成業務の追加のほか、給与費の精査などによる増です。

◎簡易水道事業特別会計補正

予算（第3号）

給与費の精査及び施設の修繕などによる増です。

◎営農用水道等事業特別会計

補正予算（第1号）

小川水源地等修繕による増です。

◎公共下水道事業特別会計補

正予算（第1号）

施設の修繕料及び給与費の精査による減です。

◎漁業集落排水事業特別会計

補正予算（第1号）

処理場の修繕による増です。

◎風力発電事業特別会計補正

予算（第5号）

事務費の精査による減です。

◎病院事業会計補正予算

（第3号）

・収益的収入及び支出

国保病院、瀬棚、大成両診療所における給与費の精査や

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の精査などによる減です。

条 例

◎議会議員及び町長の選挙に

おける選挙運動公費負担に

関する条例について

公職選挙法の一部を改正す

る法律により、町村議会議員

選挙及び町村長選挙に係る選

挙公営の対象が拡大されるこ

とから、本条例を制定しまし

た。

◎職員の特殊勤務手当に関す

る条例の一部を改正する条

例について

人事院規則に準じ、新型コ

ロナウイルス感染症により町

民の生命及び健康を保護する

ために従事した職員に対し、

防疫等作業手当を支給するた

め、本条例の一部を改正しま

した。

◎後期高齢者医療に関する条

例等の一部を改正する条例

について

租税特別措置法の改正によ

り、延滞金等の特例規定が改

正されたことから、本条例の

一部を改正しました。

◎奨学資金貸付条例の一部を

改正する条例について

青少年の就学機会の確保及

び支援の充実を図るため、本

条例の一部を改正しました。

決 議

◎せたな町長、高橋貞光君に

対する問責決議について

高橋貞光町長は補正予算を

提出するにあたり、予算を支

出するのに足りうる説明を欠

いたまま予算提案されるなど、

町民の税金を扱う立場として

非常に不誠実であると言わざ

るを得ない。

また理事者と職員との間で

意思疎通が少なく、連携した

業務の執行が図られておらず、

ひとえに町長の管理監督能力の不十分さによるものである。これらのことから町長としての政治的、道義的責任を強く問うものである。

提出者 大湯 圓郷 議員

賛成者 熊野 主税 議員

〃 榊田 道廣 議員

〃 橋本 一夫 議員

〃 横山 一康 議員

〃 平澤 等 議員



一般質問

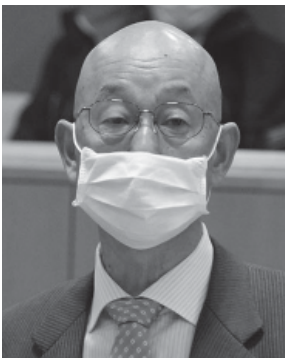


7人の議員から一般質問があり、町長・教育長・選挙管理委員会委員長に答弁を求めました。

災害に備えた避難所の整備について

梶田道廣 議員

ます。



質問

近年、大雨特別警報や大型台風が毎年のごとく発生し、平成30年9月には胆振東部地震で最大3日にも及ぶブラックアウトの被害を受けるなど、毎年各地で自然災害が発生し、尊い人命が失われています。

災害の被害を最小限に抑えるため「自助・共助・公助」が提唱され、各自自治体で避難所の整備や備品の備蓄が進んでいる中、当町の備品も充実してきたと感じますが、高齢者の多い当町において避難所の機能は十分と言えないと思うため、次の点について伺い

①緊急避難所を含むすべての避難所に洋式トイレ、バリアフリー化のためのスロープなどを取り付けるべき

②指定避難所及び福祉避難所には障害者用トイレが必要

③冬期間や長期の避難時のブラックアウトなどの事態に備え、福祉避難所には自家発電設備が必要

答弁 町長

①指定避難所18箇所の内17箇所に洋式トイレを整備していますが、大成農漁村センターには洋式トイレはなく、棟続きの大成中学校を利用することになっています。

また、手すり未設置の避難所は、町が準備している車

イス等の物資を必要に応じ利用していただきたいと思います。

スロープの未整備施設については、新たに整備を検討したいと考えています。

②多目的トイレは福祉避難所には必要な設備だと考えています。現在福祉避難所は町民ふれあいプラザ、瀬棚総合福祉センターやすらぎ館、大成町民センターの3箇所ですが、大成町民センターには多目的トイレが整備されていないため、長寿命化工事に合わせ新たに設置する計画です。

③現在すべての避難所、発電機を配備できるよう備蓄しており、今年度完了します。長期的な停電では地元のレンタル会社と防災協定を締結し、対応できる環境整備が図られていますので、自家発電ではなく発電機での対応が可能だと考えています。

再質問

災害時に避難所として使うわけですが、普段集会や葬儀などで使っている施設も多い中で、車いすやシルバーカー、杖で歩く方など、段差があるため行けないという方もいるので、避難所にはバリアフリーの設備を全て備えていただければと思います。

また、大成町民センターに多目的トイレを設置する計画とのことですが、2階ホールでは敬老会なども開催しており、今後高齢者が安心して諸行事に参加できるものを設置していただきたいと思います。

再答弁 町長

状況を考えながら進めて行きたいと考えています。

後援会連絡所の立看板について



石原 広務 議員

しました。

宮野地区の倉庫については倉庫ではなく作業所であり、事務用備品等を配置し、人の出入りもあり事務所として使用している旨の説明を後援会より受けていることから、実態として事務所として使用されている場合は認められるとの見解です。

また、空地や倉庫の所有者への罰則規定はありません。

質問

大成区長磯地区の空地、宮野地区の個人所有と思われる倉庫に掲示している町長の後援会連絡所の看板の設置は違反状態にあると思うが、町長の見解を伺います。

また、空地や倉庫の所有者への罰則規定の有無について選挙管理委員会委員長に伺います。

答弁 選挙委員長

長磯地区にある看板は現在空地となっているので公職選挙法第143条の規定に違反していることを後援会へ説明

再質問

宮野地区の倉庫について、机等を置き作業所だということだが、農作業時期のみの使用です。後援会事務所として使用していないときは、看板等は掲示出来ないとなっています。町長が問題ないという認識であれば外すことはないんですが、4日の夕刻には外れていました。

町長は4期務め、公職選挙法を熟知しているはずだが、なぜ違法な状態で設置していたのか見解を伺います。

再答弁 町長

詳しいことはわかりませんが、議員が言われるようなことも考えて撤去したということかと思っています。

再々質問

立看板の情報は長磯の方からの電話で知りました。

4期務め上げようとしている町長が、選挙公約で国民宿舎あわび山荘改築に向けた課

再々答弁 町長

今回の看板の件については、先ほど答弁したとおりです。そのほかの質問については、通告外の質問なので答弁を控えたいと思います。

国保病院敷地内での畜犬による咬傷事件について

質問

①令和2年8月17日の咬傷事案は、被害届が出されていることを考慮し行政報告をしましたが、ほかの咬傷事案について、その後の調査結果は。

答弁 町長

①事案確認をしているのは、自宅敷地内で発生した1件で、それ以外の事案についての情報提供は受けていないため調査は行っていないです。

②加害者への処分はまだ行っていません。

②総務厚生常任委員会では町として被害者に誠意を見せる意味でも早急な処分をするべきと提言しました。加害者に対し、どのような処分を行ったのか、また検討しているのか。

当該事案については、警察に被害届が提出されていますので、咬傷事件に係る非違行為や処罰対象となる行為の範

囲の程度等が関係機関から明確に示されないと適正な処分が出来ません。

町職員懲戒処分審査委員会へ諮問したところ、檢察等の処分結果が出てから審査委員会に諮るのが妥当であるとの答申があつたことも考慮し、関係機関から明確に示されたのちに適正な処分をしたいと考えています。

再質問

警察の処分を待つてからと常任委員会でも説明していますが、条例にはそのように明記されていません。

病院敷地内で過去に起きた咬傷事件について、なぜ確認をしないのか。また過去に森院長に辞められたら困るからその案件を伏せてくれという話も聞いてます。そういった情報が入らないのは町長自身に原因があると考えるが、認識はあるのか伺います。

再答弁 町長

過去の咬傷事案について伏せてくれとお願いをしたことはありません。ほかの事案についても報告がなければ知り得ることは不可能です。

再々質問

総務厚生常任委員会では、警察の処分を待たず、被害届を出された家族に対し誠意を見せる意味で早急に処分をするべきと提言しています。議会からの提言を無視するのですか、考えを伺います。

再々答弁 町長

現在捜査中の案件であり、関係機関から明確な違反の程度が示されたあと、適正な処分について判断いたします。

衛生センターの廃棄物の処理と一部事務組合解散について

質問

①埋立地覆土については処理法を遵守している状況になく、埋立地への苦情やごみの散乱等、搬入者からの訴えがあるが見解と改善策は。

②一部町民の処理料が無料という事実がありますが、その理由と今後の対応は。

③受入禁止タイヤを受入している理由は。

④一部事務組合は構成町として解散を表明するべきと思うが町長の見解は。

答弁 町長

①②③この件については衛生センター組合議会において協議することです。答弁は差し控えさせていただきます。

④昨年の6月定例会において

衛生センター議会で協議するとの答弁をしています。

その後、2月に開催の衛生センター組合議会で町議会での一般質問の内容報告と将来のごみ処理行政の方向性について、取りまとめた内容を説明しました。

組合議会としては構成2町での運営がプラスであり、継続させるべきとの結論に至りましたので、組合議会の意見を尊重したいと考えています。

再質問

衛生センター組合議会で協議するとのことだが、調査したところ、衛生センターの埋立地の覆土の処理法が遵守されていませんでした。

また、一部の町民だけがゴミ持込みによる処理料が無料ということを秘密事項として長年にわたり行われていましたが、今年の4月から有料と

なり改善されました。ただ、開設当初に埋立地付近の産業従事者から風評被害が懸念される意見もあつたと聞いていますが認識していたかどうか。タイヤ処理に関しても持ち込禁止だが個人なら4本までとし受け入れ、町外業者に処理を依頼し、1本約500円で引き取ってもらい支出しています。その処理料をセンターの会計から支出したことは不適切であり、そのことをセンターの秘密事項扱いで組合長の責任のもと行われていますが見解を伺います。

再答弁 町長

質問に対し、できる限り調査をした結果を回答しています。いくつか新しい質問もあるため、持ち帰り衛生センターで確認をしたいと思います。いろいろご迷惑をかけている点については、お詫びしたいと思います。

再々質問

パワハラ問題や今回の不適切なゴミ処理、ありえない会計処理もありました。

一部事務組合を構成するメリットが感じられないため、構成町の町長として組合の改善はもとより、早期に解散を決定するべきと思うがいかがか。

再々答弁 町長

さまざまな指摘がありましたが、しっかりと指摘の部分を改善し、組合の使命が果たせるよう努めていくことが、私の責任と考えています。

北檜山パークゴルフ場使用料の見直しについて

橋本 一夫 議員

グリーンパークエリアの設置目的は、自然環境の保全と資源の積極的な活用により、町民に健全なレクリエーション

ンや学習の場を提供し、健康の増進とスポーツ振興に資するため設置したとしています。近年利用者が減少し、整備にかかる費用と使用料のバランスが取れていないと思います。また本来の学習の場として使用されるところが管理されていないのが現状です。団塊の世代も70歳代になり、レクリエーションの場としての活用を促してみてもどうか。

今後、せたな町民の体育施設、温水プール、パークゴルフ場の全てを無料の施設として活用を促し、PRをしてはどうか。そのためにもパークゴルフ場の使用料金の無料化を含めた見直しを検討してみてはどうか、以上3点について伺います。

答弁 町長

北檜山グリーンパークは日本一のロングホールを有するパークゴルフ場として道内外の多くの方から利用され、町の数少ない観光資源のひとつとして売り込んでいます。

近年は人口減少などにより利用者及び使用料が年々減少し、令和2年度では新型コロナウイルスの影響もあり、6888人で使用料は123万750円に対し、維持管理料は772万2935円、収支がアンバランスな状態です。令和2年の70歳以上の利用者は2149人で31.2%の減でしたが例年であれば50

00人以上が70歳以上の高齢者となっており、年々その数は増えてきています。

今後においても町内外の一般利用者を含め、引き続きPRをしていきます。

使用料の無料化については、町民の健康増進の施設として設置されている体育館、温水プールなどの教育施設は無料としています。パークゴルフ場は観光施設としての側面もあり、用具代の無料化や、芝のコンディショニング管理のため、施設管理費として年間800万円から900万円が掛かっている現状であります。

今後、施設のあり方や位置付け、規模の妥当性などを改めて検討し、方向性が決まるまでは当面この料金のままと考えています。

再質問

令和2年度中に行われる公共施設個別計画策定の際には大幅な見直しをする施設とのことです。両常任委員会では

計画策定がスケジュールどおり行われていないということで、町長が陳謝しました。今年度中に策定結果が提出されることを期待しています。

今後の施設管理については、パークゴルフ協会や賃借地の地権者とも施設規模、管理運営のあり方について目に見える形で協議検討をお願いします。

改めて町民の利用者は無料で、町外利用者には今までどおりの使用料金での運営をお願いすると同時に、町民には今まで以上に各施設を積極的に利用され、健康増進を図ってもらいたいと思います。町長の考えを伺います。

再答弁 町長

収入と支出のバランスが取れていないという指摘ですが、町としては費用の主なものである管理費をどのように削減し、費用と使用料のバランスを改善していくかを新年度から取り組み、その改善を優先



質問

グリーンパークエリアの設

置目的は、自然環境の保全と資源の積極的な活用により、町民に健全なレクリエーション

させていただき、その後で使
用料等の関係について検討さ
せていただきます。

当施設は大変管理の行き届
いたパークゴルフ場です。町

民の皆さんが積極的に施設を
利用され、若者から高齢者ま
で自ら健康増進を積極的に図
っていただくことが町として
の願いであります。

新型コロナウイルス感染症に関連 した差別や偏見等を防止する町の 取り組みについて

横山 一 康 議員

などへの偏見も報告されてい
ます。このような差別や偏見
は不安や不信を招き、体調不
良でも受診しない、検査しな
いという行動に繋がりが感染拡
大にも繋がる悪影響を与えま
す。

今後、町としてこのような
差別や偏見に対してどう取り
組んでいくのか次の2点につ
いて伺います。

感染者が病との戦いと併せ
て精神的にも深刻な被害を受
ける事例の報告があります。
また医療従事者や介護従事者

対し、具体的にどのような
行っていくのか。

②人権への配慮、差別や偏見
等を防止するには、教育が極
めて重要だと考えます。

学校での教育はどのように
進めているのか、また今後ど
の様に取組んでいくのか。

答弁 町長

新型コロナウイルス感染症
に関連し、感染者やその家族、
濃厚接触者、医療従事者等へ
の偏見や差別、誹謗中傷やい
じめなど不当な扱いを受ける
という問題が全国的に起きて
いますが、当町においてはこ
のような事例は現在のところ
聞いていません。

町の対応としては、このよ
うな事態を招かぬよう感染防
止対策と有益な情報について、
定期的に防災無線や町ホーム
ページに掲載し、町民皆様へ
の周知を徹底しており、12月
10日には連絡員で改めて町民
の皆様へのお願いとして明確

なメッセージを伝達し、偏見
や誹謗中傷などに対し、強く
注意喚起を図っていきます。

答弁 教育長

人権への配慮、差別や偏見
を防止するには子供の頃から
の教育が重要だと考えていま
す。差別や偏見等の防止につ
いては、8月下旬に国より学
校関係者、保護者に向けたメ
ッセージがあり、学校を通じ
周知しました。

楢山管内でも10歳未満男児
の感染が公表されたほか、他
管内でも集団感染が発生する
など感染が拡大していること
から、12月1日に町教育委員
会として保護者の皆様へ、差
別や偏見、誹謗中傷などに
つながらず、言動を知ったとき
には決して同調しないよう協
力を願う旨のメッセージを
送付し、町ホームページにも
掲載しています。

また各学校においては全校
集会や授業などで差別、偏見
いじめが生じることのないよ

う、仲間を大切にするという
雰囲気醸成していく指導を
行っています。

今後も、誰かを傷つけるよ
うな言動はせず、相手の立場
に立ち、思いやりをもった行
動をすることを徹底し、学
校関係者、保護者、行政が一
体となって、しっかりと取り
組んでいきます。

再質問

せたな町では早い段階から
人権に配慮した取り組みがさ
れていますが、これだけ感染
が拡大する現状を見ると、今
後、せたな町でも感染者が出
ることが予想されます。感染
しても周囲は温かく回復を見
守る、完治すればこれまでど
おりの社会生活が送れるよう
な町にしなければなりません。
人権への配慮に関心のある
自治体などでは「差別や偏見
を許さない宣言」「差別を許
さない条例」まで作っている
ところも確認しています。せ
たな町もこのようなメッセー

質問

新型コロナウイルス感染症
に関連した差別や誹謗中傷が
各地で起きています。



ジをしつかり出していくことが非常に大切になると思いますが、宣言や条例を制定する考えはあるのか伺います。

再答弁 町長

こうした状況をなくすため、防災無線やメッセーシ文などで、町民に対し、繰り返し周知することで注意喚起を図っていききたいと思います。

今のところ条例の制定については考えていませんが、町民の温かい行動を期待しながら今後の状況に応じて対応をしていきます。



自主防災組織を通じた町民の防災意識向上の取り組みについて

質問

町長は自主防災組織の重要性を強調されています。しかし、その組織率を見てみますと、北檜山、大成、瀬棚の3区でかなりの差があるものとなっています。

いつ起こるかかわからない災害に対処するには、普段からの町民の防災意識の向上が必要で、自主防災組織を通じた啓発活動、訓練は極めて重要だと思います。

今後、町として町民の防災意識向上に向け、どのように取り組んでいくのか以下の点について伺います

①自主防災組織の組織率を向上させる取り組みの具体的な方策は。

②高齢化率が高まる中、高齢者や障がい者等の災害弱者への避難支援が重要と考えます

が、町としてこれらの方への避難支援をどう取り進めていくのか。

答弁 町長

①町としては自分たちの地域は自分たちで守るという考えから、自主防災組織の結成とその活動の活性化を図るため補助金を策定し、町内会等が行う防災活動を推進してきました。現在、13町内会に自主防災組織が結成され、組織率は約38%です。

組織率向上の取り組みとして、町内会連絡協議会や町内会連合会の総会において、自主防災組織を結成するための説明等を実施しています。また、組織結成に向け検討している町内会につきましては、積極的に自主防災活動の説明や防災計画等を提供し、協力しています。これにより毎年1から2団体ですが自主防災

組織を結成する町内会があります。

今後も組織率の向上に向けた活動に努力していきます。

②災害弱者への支援については、避難行動要支援者避難支援計画を策定し、避難に支援が必要な方の名簿を整理し、避難支援のための個別計画を作成しました。

個別計画については、個々に聞き取りを行う必要があり、さらには支援をしていただけの方を探す必要があるため、現在、保健福祉課を中心に計画を作成しています。

高齢者など自助での対応が難しい方は、個別計画に基づき避難支援者の協力をいただくこととなりますが、地域の協力も欠かせないため自主防災組織を中心とした地域の皆様のご協力もお願いしたいと考えています。

再質問

防災意識を高めていく取り組みをするのが町の役目だと思います。非常に短い時間で津波が来る、ゲリラ的な雨が降ってくるのが当たり前の時代になっています。いつ災害が来るかわかりませんので、町が積極的に地域に出て行き説明会等をしていただきたいと思います。

熊本豪雨では、避難行動要支援者計画を作っていた施設でさえも被害を受けたという事実があります。個別の支援計画を早く立てなければ、何かあった時には取り返しのつかないこととなります。

町の重要な役割は町民の生命、財産を守ることです。

保健福祉課だけに任せるのではなく、防災担当と保健福祉課がし、計画に実行性を持たせるのが自主防災組織になると思います。このような取り組みを計画的に迅速に行う考えはあるのか伺います。

町としても、これからも一生懸命組織結成に向け、取り組みを強化していきます。

また、個別の支援計画を作っていますが、これは災害弱者で人の手を借りなければ避難ができない方の特定や、そうした方を個々に誰が避難のお手伝いをするかなどの作業を進めています。

共助の中で1番大事な避難の支援をするための組織として、自主防災組織の結成というのは大きな役割を果たすことになるので、今後も町としては、組織結成に向けてしっかり行動したいと思っています。



住宅リフォーム助成事業の再開は

平澤 等 議員

ものがあり、本町の経済活性化を担う一策としても、この事業の再開は極めて有効と思うがどのように考えているのか。

さらに実施可能な場合、平成24年、25年度に実施した、せたな町住宅リフォーム助成金交付要綱に沿った形式に準じるのが望ましいと考えるかどうか。



質問

平成24年4月から2年間、せたな町住宅リフォーム助成事業が実施され、総件数416件の申請があり、6505万4千円の実績があります。

この事業は申請者のみならず、塗装、板金など多岐にわたる施工業者に大きな経済効果をもたらした経緯がありますが、以下の点について伺います。

移住定住促進事業も好評を得ていますが、新年度の対応はどのように考えているのか。また、住宅リフォーム事業に関し、町民のニーズは高い

答弁 町長

移住定住促進住宅奨励事業は、空家が増加している現状を踏まえ、平成29年度より実施の「空家等除却補助事業」を活用した空家の解体を継続して誘発し、今後も優先して取り組みたいと考えています。

住宅リフォーム助成事業は、平成24年度から2年間実施しましたが、申請者や施工業者にとって大きな経済効果があ

り、定住化にも繋がったと分析しており、事業再開の声もあることから、現状を総合的に考察して令和3年度において危険性の高い特定空家の除却を優先しながら「移住定住促進住宅奨励事業」を1年間延長し、さらにウイズコロナにおける経済対策事業として

「住宅リフォーム助成事業」を積極的に実施したいと考えています。事業規模については、新年度予算の可能な範囲内で経済効果が得る状況を考えながら詰めたいと思います。リフォーム助成交付要綱については、平成24年度のを基に考えます。

令和3年度予算編成に向けて基本的な考え方は

質問

令和3年度の普通交付税は合併算定替により一本算定となり、令和2年度よりさらに減額された額となります。

また本年度に実施された国勢調査の集計結果により、人口減少分も減額の対象となる中で、新年度の収支計画策定に対する基本的な方針を、以下3点伺います。

①普通交付税などの収入減少を補う対応策の考えは。

②経費節減対策として具体的な考えは。

③町民生活や福祉サービスの維持に対する考えは。

答弁 町長

①令和3年度の普通交付税の減額は国勢調査の減額分合計で3億6800万円と見込んでいます。景気動向に左右される町税や地方消費税交付金の増は見込めなく、今まで以上に職員数の削減や公共施設

家畜伝染病の防疫対策について

質問

の統廃合はもとより、国、道の各種補助金や優良起債を効果的に活用し一般財源を抑えて収支の均衡を図ります。

また、全ての事業についてゼロベースで見直す等財政構造の転換を進めるとともに、新たな財源の確保に努め、持続可能な財政運営に努めます。

②内部組織の施策評価調整会議において、事務事業の費用対効果や施策の進捗状況を検証するほか、職員の定年延長の動向も踏まえ、定数管理の見直しを検討します。

③厳しい財務状況下ではあるが、必要な行政サービスや福祉サービスの提供はできるだけ現行水準を維持しなければならぬと考えています。

答弁 町長

今年、町内酪畜産農家で2件のサルモネラ症の発生がありました。

伝染性が高いため防疫対策を余儀なくされ、酪畜農家に多大な経済的影響がありました。

また酪畜産農家も自己予防として、消毒槽の設置や消石灰散布等を実施しております。

町としても広報活動の一環として一般町民による不用意な立ち入りを阻止する啓蒙が重要であり、再発防止に向けた取り組みが必要と考えますが、以下2点について伺います。

①発生原因と経過をどのように捉えているか。

②感染予防のための対応策について。

①サルモネラ菌は自然界に広く分布する細菌で、一般的には保菌牛の導入や野生動物、人や物を介しての侵入感染が要因とされていますが、発生原因は特定されていません。

本町において8月12日と9月12日で計7頭発症し、最大195頭まで拡大しました。

せたな町家畜自衛防疫組合を中心に対策会議を開催し、家畜保健衛生所、農業共済組合の指導のもと、牛舎内消毒を延べ20日間、人員延べ220人で実施し、現在、感染牛は1頭のみとなり、対策終了基準に達するまで関係機関と連携し対策を継続していきま

す。

②伝染病が発生した場合は、牛の移動制限や出荷制限のほかに淘汰も余儀なくされ、家畜飼養農家の経済損失は甚大です。病原菌の侵入防止対策

として消石灰、消毒液の配布により自主防衛の徹底をお願いしています。

今後においても、多様な伝染病から家畜飼養農家を守るため、関係機関と連携を図り、感染予防対策を講じていきます。

せたな雅荘再開課題に対する町長の基本姿勢について



道 高 勉 議員

質問

平成24年度に開設された地域密着型せたな雅荘は、将来における高齢化率上昇に対応した介護福祉施設的环境づくりを目指し、施設整備の拡充が図られました。

しかし、平成30年度末をもって北檜山患福会が経営困難等の諸事情により閉鎖以来、現在も再開の見通しが立っていない事は誠に残念であり、今後の介護福祉行政の政策に影響が及ぶものと考えます。

町長は雅荘再開に向けて、今後どのような施策と英断をもってこの課題に臨もうとしているのか基本姿勢について伺います。

①せたな町における特養老人



ホームの利用者及び将来的見通しについて

②北檜山恵福会との再開協議における具体的施策について

③道補助金返還問題への対策について

④介護職員人材確保対策として町の検討状況について

答弁 町長

①11月末現在の入所者数は、きたひやま荘50名、大成長生園48名で入所待機者は、きたひやま荘5名、大成長生園14名です。

将来的見通しとして、都会にいたる子供の近くや、より質の高いサービスを求めている町外施設入所を希望する方も増えている状況で、将来的に入所希望者は減少すると推測しています。

②人材、入所者の確保、収支不足など難しい課題はあ

認識しています。

③再開を目指し、検討している間は補助金返還を求める考えはないと伺っています。

④新たに町内の介護保険施設等に就職する介護従事者に対し、次の3点を検討しています。

1、有資格者に対し、1年ごと最大3年間定住助成金を交付。

2、町内の借家等借上げに伴う家賃の一部を3年間助成。

3、町外から当町に転入する際に生じる引越費用の一部を助成。

再質問

①総務厚生常任委員会で北檜山恵福会の理事長から雅荘の単独での再開は無理であるとの苦渋の思いを聞きました。

町長が今、どういう覚悟で起死回生を図りながら、この厳しい現状をなんとか切り抜ける方策を真剣に考えて、そ

れを町民に打ち出すことが必要だと思いますが、町長の政治判断を伺います。

②恵福会で最大の問題は人員確保です。

人材確保対策として3点掲げましたが、本当にすぐ身になる対策なのかと疑問です。もう少し強い施策が必要と考えるが、町長の英断をもった取り組みに期待したいと思いますが考えを伺います。

再答弁 町長

①この問題については人材、収支、入所者の問題があり、これをどうすればクリアできるのかを詰めなければなりません。

こうした3つの問題を総合的にどう解決していくかについて、議員の皆さんの意見もいただきながら、恵福会として検討したいと考えています。

②これまでも財政支援等含め

て、恵福会にアドバイスしています。3つの課題については町としても何とか解決したいという気持ちで取り組んでいます。しかし、町だけでは解決に繋がらないので、恵福

会も何とか頑張りたいということなので、互いにその中でどうしたら頑張れるのかという詰めをしていかなければならないと考えています。

不可能となった雅荘再開の町長責任の取り方と、介護事業持続化基金(仮称)構想の導入について

菅原 義 幸 議員

1億5千万円の補助金返還に至った町長の責任は重大です。

①町長が、恵福会の相談に不誠実な対応をしたことがこの問題の発端ですが、この事実について所見を求めます。

②ご自身の出处進退について、見解を明らかにして下さい。

③雅荘の利活用と介護事業の持続化のために、新年度に財政調整基金から2億円を積み



質問

イムスグループとの交渉が不調に終わり、雅荘の再開は事実上不可能となりました。

6度にわたる私の一般質問に誠実に向き合わず、町民の期待を裏切った上、道に対する

立て、仮称「介護事業持続化基金」を設け、人材育成、町外人材確保、介護事業者への人件費・運営費補助、入所費の助成など介護事業の持続化をはかること、併せて民間主体の仮称「介護事業経営持続化協議会」を設置することを提案しますがどう考えるか。

答弁 町長

再開について引き続き努力しており、補助金返還も迫られています。

①これまで財政支援もしており、北檜山恵福会には誠実に対処してきたと考えています。

②出処進退については考えていません。

③介護事業の持続化については、人材確保等に係る助成事業について検討しています。

提案のあった基金の設置並びに協議会の設置については、これから検討します。

再質問

振興局から、「補助金返還を迫らない」とする書面をもらい、議会に提出して下さい。

①財政支援は議会が動いて実現したのであって、恵福会への町長の対応は不誠実でした。

②介護事業者の自己責任を強調せずに、町長自身の行政責任を明確に。

③介護職員の人件費を増やすために、国の手薄な隙間を町が埋めることが必要です。その答えがありません。「持続化基金」は、民間の協議会を設置することとセットで行うことが大事であり、新年度の予算化を求めます。

再答弁 町長

①町の公的資金を投入しながら応援してきており、町が何もしてこなかったと言うことではありません。

②町が雅荘を再開すると言うことではありません。恵福会が雅荘を再開出来るように町がサポートし、応援していきたいと考えてます。

③新年度の予算で介護従事者に直接支援することを考えています。「持続化基金」については検討している最中です。

再々質問

①町長に相談しても、頑張れと言うだけだったと恵福会側は主張しています。恵福会への補助金は、議会の努力で動いて実現したものであり、先の答弁の撤回を求めます。

②すでに恵福会は、雅荘の経営から撤退しています。再開の責任は、町長にあることは明白です。

③介護の現場は人手不足が深刻です。新年度から「持続化基金」を設置し、民間事業者と協力して活用すべきです。

再々答弁 町長

①（答弁せず）

②雅荘を再開できないとは判断していません。町としては、なんとか再開したいと考えていますので、恵福会と相談して進めたいと思います。

③予算編成中で検討を加えているところなので、決定と言うことは出来ません。

不適切な専決処分による1億5千万円の補助金支出に係わる町長の責任について

質問

町長は、臨時会の開催中に、議案も出さずに不適切な専決処分を強行し、町長の会社に1億5千万円の補助金を支出しました。その責任を問う声が、今なお町民の間で拡散しています。

当初町長は、議会を開く余裕がなかったとか、議会が議案を審議しなかったなどとし

ていましたが、事実には反する言い訳です。最終的に専決処分は不適切な行為だと認めましたが、この問題が深刻なのは、専決処分した1億5千万円の補助金の全てが、協議会を通じて町長の会社に来ることで渡っていることです。

町民の間から、「町長がそんなことをしているのか」、「不適切と認めたのであれば、



金を返すべきだ」という声があります。町民に正式に謝罪し、町民の批判に誠実に向き合う責任があると思うがいかがですか。

答弁 町長

終始、適切であると答弁しており、補助金を返還すべきとの指摘には当たりません。補助金は若松・瀬棚地区米飼料促進協議会に対して交付されたもので、事業完了後には国の検査を受け、適正に執行されたことが認められています。

常任委員会で継続調査中の案件を専決処分したことは、議会運営上不適切な行為に当たると解釈し、合意したものです。

この件に係る専決処分は、法第179条第1項に基づいて適正であると答弁しており、調査継続中の案件の専決処分は、今後再び行わないと答弁しています。

再質問

議会運営上不適切だと町長が認めたのだから、補助金を返すべきだと町民は言っているのです。

平成29年3月30日に、私と常任委員長・正副町長の4者が、議会事務局立ち会いの上で議案の取り扱いを協議し、その結果、クラスター関連予算を含まない議案の提出を決めたのは、議案提出権を持つ町長自身です。

補助金は協議会に交付されたと言っても、そっくり全額が町長の会社に渡っており、本質をごまかさないでいただきたいと思います。

再答弁 町長

畜産クラスター事業は、平成28年度に国の補正予算として措置されており、町としては3月31日までに補正予算を措置しなければならぬ時間的な制約がありました。

4者会談において、産業教育常任委員会で調査中の案件

であることを理由に、議案の提出を議会側が拒み、議決しない旨の意思を表明されたものと受け止めました。

したがって、議会において議決すべき事件を議決しないときに当たると判断しました。以上のことから、地方自治法第179条第1項に基づいて専決処分を適切に処理したものです。

町道山麓通線の用地買収早期完了に向けた、町長の真摯な取り組みについて

質問

町道山麓通線の改良工事終了後20年になります。民地買収が完了していません。昨年10月の産業教育常任委員会で町長は、地権者代表と直接交渉し早期に解決することを約束しましたが、2回接触しただけで本年7月、交渉を顧問弁護士に丸投げしました。その弁護士も3度の書面での交渉後10月中旬に地権者との



③町長が考えている解決策を、具体的に示してください。

④所有権移転登記手続きは、地権者代表の同意を得た上で、町の責任で進めるべきものではありませんか。

答弁 町長

①本件に関する交渉は、弁護士に一任しており、避けていくわけではありません。

弁護士との面談は、現在、代表の方が体調を崩していること、相続登記に係わり親族や議会へ相談しているのと、その報告を待っている状況です。

②交渉中であり、顧問弁護士からは、交渉経過を第三者に公開出来ないと言われていることから議会へ報告していませんが相続登記に進展があったら報告したいと考えています。

③④本件の解決は、平成25年

の覚書に基づき地権者の方で相続登記をして、町が買収することです。地権者代表と会った際に、町が相続登記の手伝いを提案しましたが、親族間の問題と言うことで拒否されました。

顧問弁護士も同様の提案をしましたが、お断りされました。用地買収完了に向けて鋭意交渉を進めたいと考えています。

再質問

鋭意交渉を進めたいのとこのですが、町長も弁護士も地権者との面談を拒否していません。町長は、起工承諾書が正式の公文書ではないとしていますが、登記を地権者任せにした覚え書きも間違いです。相続人は広範囲であり、最初から町の職権で進めるべきでした。

常任委員会で町長は、地権者と直接交渉し速やかに解決すると約束しましたが、突然顧問弁護士に交渉を委任し

ました。暴力団で反社だとして地権者を怖がっていますか。地権者から私は、「交渉の相手方に恐怖心を与える行為をしない」という誓約書を取りましたので、勇気を出して正面から話し合ってください。

再答弁 町長

ただいま誓約書を見せていただきました。怖くないのかと言われれば、怖いと正直に申し上げます。

相続登記は私も大変だと思っており、お手伝いするので前向きに取り組んでほしいと話しています。少し時間がかかっていますが、買収単価も合意しており、余り大きな問題は残されていません。前向きに考えていただけるのであれば、私はいつでも会える状況にあります。覚書というのは生きていますので、このままの身で対応していきたいと思います。

再々質問

直接会うことを拒否しているのは町長であり弁護士です。このままでは解決できません。地権者を怖がっている町長のために誓約書を取りましたので、もう一度面会して、現存の覚書を破棄し、町の職権による登記を認める内容の覚書を交わすべきです。

再々答弁 町長

少なくともこの覚書は、お互いが了承して印鑑押したものであり、これで解決するのが私の使命です。何も無理な要求を町が言っているわけではありません。これ以上、町が直接交渉しても、解決にはつながらないため、弁護士に一任をして解決をお願いしました。この覚書を破棄したら、交渉がどこに向かうかわからない危険性があるので、あくまでもこれを守って解決したいと思います。

平成28年度町道山麓通線道路修繕に係る疑惑について

質問

平成28年の台風による倒木で通行不能になったとして、合計218万円の町道山麓通線道路修繕が発注されたが、完成写真は、違う現場の倒木処理であり問題ではないか。

答弁 町長

完成写真は、同路線地先の倒木を処理したもので、緊急に発注した適切な行為です。

(再答弁 省略)

(再質問)

「地先」の概念を遙かに超えており、道路修繕とはいえないものだ。これが適切だとするのなら、今後は何でも有りだ。何の反省もなしに、今後も繰り返すのか伺いたい。



続発する不祥事にピリオドを打ち、 町政を健全化するための課題につ いて

質問

最近の町政は、雅荘の開鎖・補助金返還問題、公約違反の国民宿舎あわび山荘の廃止、飼い犬咬傷事件、町道山麓通線の民地未処理問題、公共施設個別施設計画問題、衛生センターでの不適切なゴミ処理問題など不祥事が続発している。

偽り・ごまかし・詭弁の議会答弁や部下への責任転嫁、町民要望の切り捨てなども目立つが、町政の改革と健全化のための課題を伺います。

答弁 町長

みんなが主役・笑顔のあふれるまちづくりのために取り組んでいきたいと思っています。

※菅原議員の4、5項目の一般質問については、議会広報発行要領により、3問目以降200字以内に要約して掲載することとなり、質問項目は本人が決定しております。



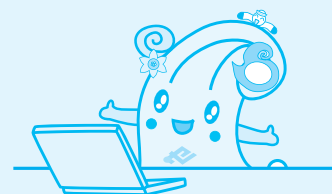
議会ホームページをご覧ください!!

議会中継や議会の日程、会議録等を随時更新し、最新の議会情報をお知らせしています。

議会ホームページは、下記アドレスを直接入力し、せたな町ホームページから議会のページへ移動するか、せたな町議会で検索していただくことで、ご覧になれます。

<http://www.town.setana.lg.jp/>

せたな町議会



冬の交通安全 気をつけましょう!!

交通事故が多発する冬を安全に過ごすため、交通安全について家族みんなでしっかり確認し、危険を見逃さず事故防止に努めましょう。



委員会レポート

総務厚生常任委員会

第6回

一、調査年月日

令和2年10月1日

二、調査項目及び結果

(1)保健福祉課所管

・インフルエンザ予防接種の助成拡大について調査しました。

・特別養護老人ホーム大成長生園浴室改修工事に対する支援について調査しました。

(2)まちづくり推進課所管

・洋上風車「風海鳥」の修繕について調査しました。

第7回

一、調査年月日

令和2年11月4日

二、調査項目及び結果

(1)国保病院所管

・インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業について調査しました。

(2)総務課所管

・国保病院敷地内咬傷事件に係るその後の対応について調査しました。

(3)保健福祉課所管

・せたな雅荘の再開に向けた進捗状況について調査しました。

その他

・檜山沖洋上風力発電事業の実現に向けた要望書について報告がありました。

第8回

一、調査年月日

令和2年11月11日

二、調査項目及び結果

・保健福祉課所管

・せたな雅荘の再開に向けたIMSグループとの交渉について調査しました。

第9回

一、調査年月日

令和2年11月19日

二、調査項目及び結果

(1)大成総合支所所管

・貝取澗公営温泉浴場の指定管理料の変更について調査しました。

(2)総務課所管

・人事院勧告に伴う給与改定等について調査しました。

・せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について調査しました。

(3)まちづくり推進課所管

・空家対策について調査しました。

・移住定住促進住宅奨励事業について調査しました。

・愛知県豊山町との友好交流都市交流事業について調査しました。

・個別施設計画について調査しました。

・温泉ホテルきたひやまの経営状況及びヒ素対策について調査しました。

・せたな町洋上風車2号機の状況について調査しました。

第10回

一、調査年月日

令和2年12月7日

二、調査項目及び結果

(1)保健福祉課所管

・せたな雅荘の再開問題について調査しました。

(2)総務課所管

・せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について調査しました。

第11回

一、調査年月日

令和2年12月14日

二、調査項目及び結果

(1)まちづくり推進課所管

・公共施設個別計画策定業務について調査しました。

(2)町民児童課所管

・放課後児童健全育成事業補助金について調査しました。

産業教育常任委員会

第8回

一、調査年月日

令和2年10月7日

二、調査項目及び結果

建設水道課所管

・町道山麓通線に係る未処理用地について（地権者からの面会要請について）調査

しました。

第9回

一、調査年月日

令和2年11月12日

二、調査項目及び結果

(1)水産林務課所管

・秋サケ水揚げ状況について調査しました。

(2)建設水道課所管

・町道山麓通線に係る未処理用地について調査しました。

第10回

一、調査年月日

令和2年11月25日

二、調査項目及び結果

(1)農務課所管

・産業担い手育成事業奨励金について調査しました。

・農業生産事業者経営継続事業補助金について調査しました。

(2)教育委員会事務局所管

・学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業について調査しました。
・せたな町奨学資金貸付額について調査しました。
・個別施設計画について（教

育施設）について調査しました。

(3)建設水道課所管

・大雨による土木被害について調査しました。

特別委員会

『新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会』

第5回

一、調査年月日

第4回

一、調査年月日

令和2年10月27日

二、調査項目及び結果

・議会広報61号のゲラ編集をしました。

第5回

一、調査年月日

令和2年11月9日

二、調査項目及び結果

・広報発行要領の一部改正について調査しました。

第6回

一、調査年月日

令和2年12月18日

二、調査項目及び結果

・広報発行要領の一部改正について調査しました。

令和2年10月7開会
◎一般会計補正予算(第9号)

特別養護老人ホーム大成長生園浴室改修事業補助金、インフルエンザ予防接種の助成拡大費用、9月17日発生の大雨による災害復旧にかかる経費の増です。

◎風力発電事業特別会計批正予算(第4号)

洋上風車2号機ブレード修繕工事の追加による増です。

◎教育委員会教育長の任命について

任期が10月17日で満了することに伴い、次の方を任命することに同意しました。

北檜山区徳島

小坂橋

司さん 53歳

賛成9 反対2

臨時
時
会

第7回

令和2年11月9日開会

◎病院事業会計補正予算(第2号)

・収益的収入及び支出

新型コロナウイルス感染症の感染疑い患者受け入れ及び帰国者、接触者外来等に係る経費の追加、資本的収支では、回診用エックス線撮影装置購入など医療機器の整備による増です。

◎物品購入契約の締結について

・工事名

テレワーク用パソコン

・契約の相手方

札幌市中央区大通西14丁目7番地

・契約金額

東日本電信電話株式会社
北海道事業部長 阿部 隆
2,365万円

第8回

令和2年11月30日開会

◎町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与と規定に準じて、せきたな町長等の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正しました。

◎職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与と規定に準じて、せきたな町職員の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正しました。

◎議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与と規定に準じて、せきたな町議会議員の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正しました。

定例会・常任委員会等出席状況

	定 例 会										臨 時 会								全 員 協 議 会			
	第 1 回				第 2 回	第 3 回		第 4 回			第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
	3月2日	3月9日	3月16日	3月19日	6月11日	9月14日	9月17日	12月10日	12月11日	12月14日	4月10日	4月23日	5月21日	7月20日	8月25日	10月7日	11月9日	11月30日	2月17日	3月31日	5月19日	11月19日
吉 田 実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
梶 田 道 廣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本 多 浩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
橋 本 一 夫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊 野 主 税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
道 高 勉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大 湯 圓 郷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横 山 一 康	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石 原 広 務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平 澤 等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
菅 原 義 幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
真 柄 克 紀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○出席 ×欠席（葬儀、病欠、私用）

	常 任 委 員 会																				特 別 委 員 会																							
	総 務 厚 生										産 業 教 育										議会広報発行						予 算				決 算			新型コロナウイルス感染症				医療体制・新病院建設						
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	1日目	2日目	3日目	4日目	1日目	2日目	3日目	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第1回	第2回				
	2月13日	5月25日	6月4日	8月25日	9月15日	10月1日	11月4日	11月11日	11月19日	12月7日	12月14日	2月10日	2月17日	3月10日	4月23日	5月29日	7月22日	9月1日	10月7日	11月12日	11月25日	1月28日	4月28日	7月20日	10月27日	11月9日	12月18日	3月9日	3月17日	3月18日	3月19日	9月14日	9月15日	9月16日	6月11日	7月20日	8月17日	9月9日	11月9日	9月17日	11月9日			
吉田 実	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
梶田 道廣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
本多 浩	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
橋本 一夫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊野 主税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
道高 勉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大湯 圓郷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
横山 一康	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
石原 広務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
平澤 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
菅原 義幸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
真柄 克紀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

○出席 ×欠席（葬儀、病欠、私用）

議会の動き

◆ 10 月 ◆

- 1日 第6回総務厚生常任委員会
- 7日 第6回臨時会
第8回産業教育常任委員会
- 12日 第2回檜山広域行政組合議会定例会
- 27日 第4回議会広報発行常任委員会

◆ 11 月 ◆

- 4日 第7回総務厚生常任委員会
- 9日 第5回新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会
第7回臨時会
第5回議会広報発行常任委員会
第2回医療体制・新病院建設調査特別委員会
- 11日 第8回総務厚生常任委員会
- 12日 第9回産業教育常任委員会
- 19日 第8回議会運営委員会
第4回全員協議会
第9回総務厚生常任委員会
- 25日 第10回産業教育常任委員会
- 30日 第8回臨時会

◆ 12 月 ◆

- 7日 第9回議会運営委員会
第10回総務厚生常任委員会
- 10日 第4回定例会（1日目）
- 11日 第4回定例会（2日目）
第10回議会運営委員会
- 14日 第11回総務厚生常任委員会
第11回議会運営委員会
第4回定例会（3日目）
- 17日 第2回北部桧山衛生センター組合議会
全員協議会
第2回北部桧山衛生センター組合議会定例会
- 18日 第6回議会広報発行常任委員会
- 21日 第3回檜山広域行政組合議会定例会

議会を傍聴しませんか

町政は
あなたのために！

第1回定例会は
3月に開催予定と
なっております

＊ ＊お気軽においでください＊ ＊

マスクの着用を
お願い致します



事務局からのお願い



議会議長宛の案内・
請願・陳情等は、
議会事務局へ提出
願います。

編集後記



昨年は目に見えないウイルスの出現により、私たちの生活は大きく変わりました。いつ終息の日が訪れるのかわからない不安は私たちの人間関係までに影響を及ぼし、物理的な距離だけでなく、心理的にも大きな距離を生み出しています。

この様な時こそ隣人を信頼し、共に支え合い、相手に寄り添うことが大切だと思えます。コロナ禍で苦しんでいる全ての方々と痛みや苦しみを共有し、支え、助け合う町となるよう願います。

今年もコロナとの戦いは続くものと思われませんが町民の皆さんと手を取り合ってこの試練を乗り越えていきたいと強く願っています。

（横山）

議会広報発行常任委員会

委員長	横 栂
副委員長	横 山
委員	本 多
委員	橋 本
委員	大 湯
委員	石 原
委員	広 圓
委員	務 郷
委員	夫 浩
委員	康 廣